



## 児童手当の「現況届」は6月中にご提出ください

児童手当は、児童を養育して

いる父母等に手当を支給すること  
 で、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としていま

### ▽支給対象者

0歳から中学校卒業（15歳になつた後の最初の3月31日）までの児童を養育している方で、前年（1月～5月分の手当については前々年）の所得が一定額未満の方です。所得制限限度額については、お問い合わせください。

### ▽支給額

・0歳から3歳未満までの児童 一律 1万5千円/月  
 ・3歳から小学校修了前までの児童

第1子・第2子 1万円/月  
 第3子以降 1万5千円/月  
 ※18歳になつた後の最初の3月31日までの間にある子どものうち、年長者から第1子、第2子、第3子と順に数えます。

・中学生の児童

一律 1万円/月

・受給者の所得が限度額以上の方（特例給付）

一律 5千円/月

### ▽支払い時期

原則、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

### ▽児童手当認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は「認定請求書」の提出が必要です。児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

なお、公務員の方は勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

### ▽現況届について

現在、児童手当を受給しているすべての方には、毎年6月に現況届を提出することが定められています。対象の方へ6月初旬に案内文書を郵送します。必ず6月中に提出し、手続を行ってください。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための大切な手続です。受給資格があつても、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### ※問合せ先

こども課 こども家庭係  
 ☎921-7968



## 戦没者ご遺族の皆様へ 慰霊巡拝の実施について

旧主要戦域となつた陸上及び

遺骨収集の望めない海上等にお

ける戦没者を対象に、政府主催による慰霊巡拝が実施されます。

参加希望遺族の方は、内申が必要となります。

### ▽参加条件（次の条件を満たしていること）

- ・戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥・姪、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者
- ・健康状態が良好な者
- ・原則80歳以下

### ▽実施地域

北ボルネオ、ビスマーク諸島、ミャンマー、パラオ諸島、

硫黄島、フィリピン

### ▽提出書類

- ・内申書
- ・死亡公報の写し又はこれにかわるもの（戸籍等で可）
- ・死亡者と遺族（参加者）の関係がわかる戸籍謄本の写し等

※内申の結果、参加内定した場合、健康状態を確認するため、医師の証明書が必要となります。

### ▽提出期限

実施地域ごとに期限が異なるため、お問い合わせください。

### ※申込み・問合せ先

健康福祉課 社会福祉係  
 ☎921-7964

## 第3回「きやま創作劇」説明会を開催します

▽日時 6月14日（木）

午後7時～8時30分  
 （午後6時30分受付開始）

▽場所 基山町民会館小ホール

※参加申込みは不要ですが、中学生以下の方の参加は保護者の付添をお願いします。

### ▽対象

小学生以上で、町内在住もしくは町内へ通勤・通学されている方

### ※問合せ先

まちづくり課文化・スポーツ係  
 ☎921-7935